

## 第 58 号議案

### 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る滋賀県知事との協議 について

教育委員会の権限に属する事務を文化スポーツ部長に補助執行させることにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の7の規定に基づき、滋賀県知事と協議する。

令和6年3月 22 日

滋賀県教育委員会

---

#### 1 補助執行の事務

博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)の施行に関する事

#### 2 補助執行開始時期

令和6年4月1日

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る滋賀県知事との協議について

1. 協議の趣旨

博物館法の規定により教育委員会の権限とされている同法の施行に関する事務について、地方自治法第180条の7の規定により、文化スポーツ部長に補助執行させることについて知事と協議をするもの。

2. 補助執行させる事務

博物館法の施行に関すること。

(主なもの)

- ①博物館の登録等に係る事務（同法第11条～第22条）
- ②私立博物館に対する必要な報告の要求、指導・助言（同法第29条）
- ③博物館相当施設の指定（同法第31条）

3. 補助執行させる理由

- 県立の博物館施設は、文化・文化財保護行政の知事部局への移管とともに、教育委員会から移管され、知事部局で所管している。
- 国においては、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館法が改正され、令和5年4月から、博物館が社会教育施設であるとともに文化施設であることが明確化されたところ。
- こうした本県の状況や博物館法改正の趣旨等を踏まえ、文化スポーツ部が博物館の登録をはじめとする博物館法の施行に関する事務を補助執行することで、本県における博物館の所管が一元化され、博物館との連携や博物館の振興を図る観点からも有効である。

4. 補助執行の開始日

令和6年4月1日